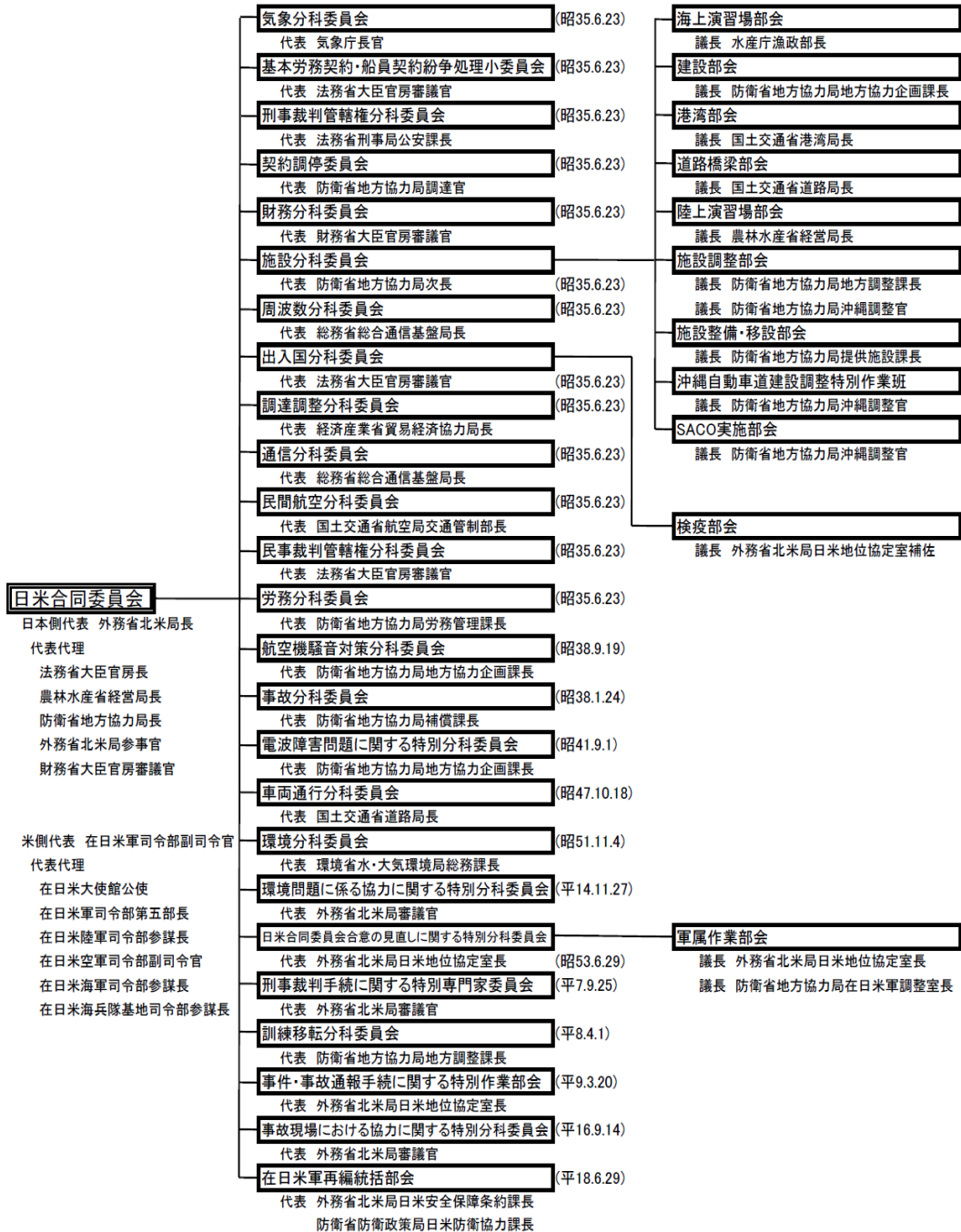


(10) 日米合同委員会組織

平成 30 年 2 月現在

()内は設置年月日

*以下「代表」及び「議長」は、日本側代表・議長を示す。



(11) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律 (抄)

昭和 32 年 5 月 16 日法律第 104 号

- 1 国は、その所有する固定資産のうち、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律(昭和 27 年法律第 110 号)第 2 条の規定により使用させている固定資産並びに自衛隊が使用する飛行場及び演習場並びに政令で定める弾薬庫及び燃料庫の用に供する固定資産で政令で定めるものが所在する市町村(都の特別区の存する区域に所在するものについては、都。以下同じ。)に対し、毎年度、予算で定める金額の範囲内において、政令で定めるところにより、当該固定資産の価格、当該市町村の財政の状況等を考慮して、国有提供施設等所在市町村助成交付金(以下「市町村助成交付金」という。)を交付する。
- 2 前項の事務は、政令で定めるところにより、総務大臣が行う。
- 3 総務大臣は、第 1 項の規定により市町村に対して交付すべき市町村助成交付金を交付しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 この法律に定めるもののほか、市町村助成交付金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

- 1 この法律は、交付の日から施行し、昭和 32 年度分の市町村助成交付金から適用する。
(以下省略)

(12) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令 (抄)

昭和 32 年 11 月 18 日政令第 321 号

(法第 1 項の固定資産)

- 第 1 条 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律第 1 項に規定する固定資産で政令で定めるものは、国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)第 2 条に規定する国有財産で次の各号に掲げるものに該当するものとする。
 - (1) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律(昭和 27 年法律第 110 号)第 2 条の規定によってアメリカ合衆国に使用させている土地、建物及び工作物のうち当該財源超過額が 5 億円をこえる額に 10 分の 1 を乗じて得た額に相当する額(当該額が同項同額の額の 10 分の 7 に相当する額をこえる場合にあつては、当該 10 分の 7 に相当する額)を控除した額とする。
(第 4 条省略)
(土地、建物又は工作物の価格)
 - 第 5 条 第 3 条第 1 項の場合において、第 1 条第 1 項各号に掲げる土地、建物又は工作物の価格は、当該年の 3 月 31 日現在において国有財産台帳に登録された当該土地、建物又は工作物の価格(国有財産台帳に当該土地、建物若しくは工作物又はその価格が登録されていない場合にあつては、国有財産法施行令第 21 条の規定によって国有財産台帳に登録すべき価格)とする。
(第 6 条から第 9 条まで省略)
(市町村助成交付金の用途の制限等の禁止)
 - 第 10 条 国は、市町村助成交付金の交付に当たっては、その用途について条件をつけ又は制限してはならない。
(第 11 条及び第 12 条省略)
- 附 則
- 1 この政令は、公布の日から施行し、昭和 32 年度分の市町村助成交付金から適用する。
(以下省略)
- (市町村助成交付金の交付)

第 2 条 国有提供施設等所在市町村助成交付金(以下「市町村助成交付金」という。)は、毎年度、当該年度の初日の属する年(以下「当該年」という。)の 3 月 31 日現在において前条第 1 項各号に掲げる土地、建物又は工作物が所在する市町村に対して交付する。

(市町村助成交付金の交付額の算定方式)

第 3 条 前条の市町村に対して交付すべき市町村助成交付金の額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 市町村助成交付金の総額の 10 分の 7 に相当する額を、前条の各市町村の区域内に当該年の 3 月 31 日現在において所在する第 1 条第 1 項各号に掲げる土地、建物及び工作物の価格の合算額(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和 31 年法律第 82 号)第 2 条第 1 項の国有資産等所在市町村交付金が交付される土地、建物又は工作物があるときは、当該土地、建物及び工作物の価格の合算額を控除した額)にあん分した額
 - (2) 市町村助成交付金の総額の 10 分の 3 に相当する額(次項の規定によって控除した額があるときは、当該控除した額を当該 10 分の 3 に相当する額に加算した額)を、前条の市町村のうち当該市町村の区域内に当該年の 3 月 31 日現在において所在する第 1 条第 1 項各号に掲げる土地、建物又は工作物の種類及び用途、当該市町村の財政の状況等を考慮して特に必要があると認める市町村に対して総務大臣が配分した額
- 2 当該年度の地方交付税の算定の基礎となった地方交付税法(昭和 25 年法律第 211 号)第 14 条の規定によって算定した基準財政収入額が同法第 11 条の規定によって算定した基準財政需要額をこえる市町村でそのこえる額(以下「財源超過額」という。)が 5 億円をこえることとなるもの(以下「財源超過団体」という。)に対して交付すべき市町村助成交付金のうち前項第 1 号の額は、同項同号の規定にかかわらず、同項同号の額から当該財源超過額が 5 億円をこえる額に 10 分の 1 を乗じて得た額に相当する額(当該額が同項同号の額の 10 分の 7 に相当する額をこえる場合にあつては、当該 10 分の 7 に相当する額)を控除した額とする。

(第 4 条省略)

(土地、建物又は工作物の価格)

第 5 条 第 3 条第 1 項の場合において、第 1 条第 1 項各号に掲げる土地、建物又は工作物の価格は、当該年の 3 月 31 日現在において国有財産台帳に登録された当該土地、建物又は工作物の価格(国有財産台帳に当該土地、建物若しくは工作物又はその価格が登録されていない場合にあつては、国有財産法施行令第 21 条の規定によって国有財産台帳に登録すべき価格)とする。

(第 6 条から第 9 条まで省略)

(市町村助成交付金の用途の制限等の禁止)

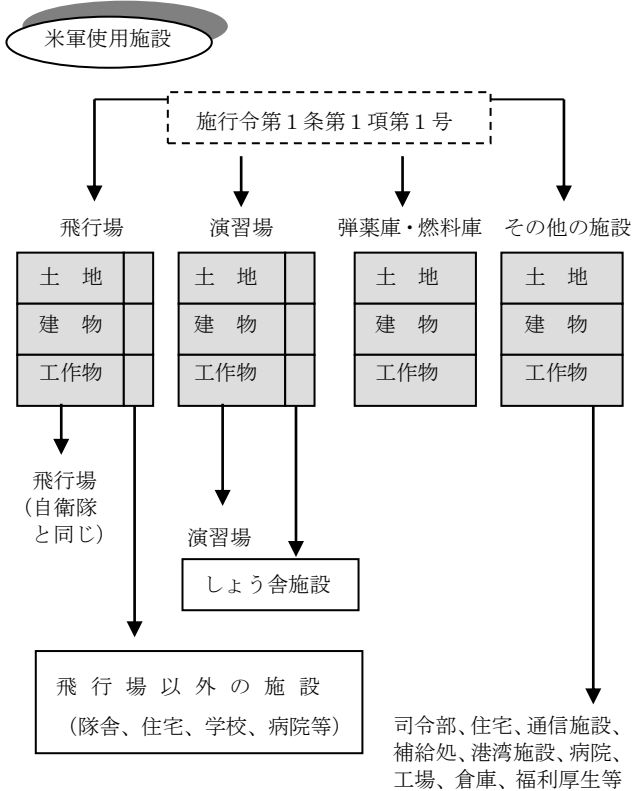
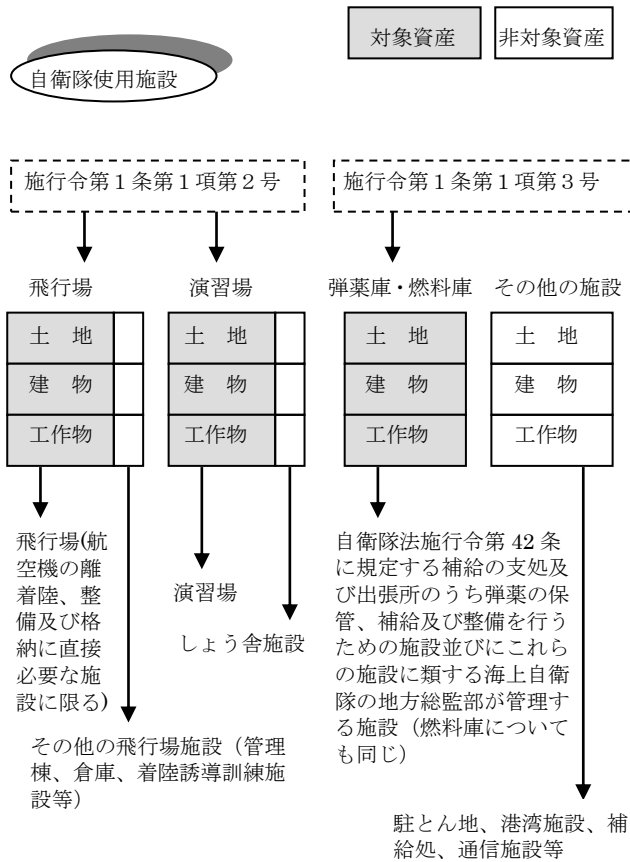
第 10 条 国は、市町村助成交付金の交付に当たっては、その用途について条件をつけ又は制限してはならない。

(第 11 条及び第 12 条省略)

附 則

- 1 この政令は、公布の日から施行し、昭和 32 年度分の市町村助成交付金から適用する。
(以下省略)

(13) 基地交付金対象資産の範囲



(14) 施設等所在市町村調整交付金交付要綱

昭和45年11月6日自治省告示第224号

(趣旨)

第1条 施設等所在市町村調整交付金(以下「調整交付金」という。)の交付については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 施設等

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下本条において「地位協定」という。)第2条第1項の施設及び区域をいう。

2 米軍資産

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国軍隊が、地位協定第3条第1項の規定により建設し及び設置した建物及び工作物をいう。

(調整交付金の交付)

第3条 総務大臣は、施設等が所在する市町村(以下「施設等所在市町村」という。)に対し、米軍資産に係る税制上の特例設置等により施設等所在市町村が受ける税財政上の影響を考慮して、毎年度、予算で定める金額の範囲内において調整交付金を交付する。

(調整交付金の交付額の算定方法)

第4条 施設等所在市町村に交付すべき調整交付金の額は、次の各号の合算額とする。

1 調整交付金の総額の3分の2に相当する額を、施設等所在市町村の区域内に当該年度の初日の属する年(以下「当該年」という。)の3月31日現在において所在する米軍資産の価格を基礎として総務大臣が配分した額

2 調整交付金の総額3分の1に相当する額を、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第119号)により施設等所在市町村が受ける税財政上の影響その他施設等所在市町村の財政の状況等を考慮して総務大臣が配分した額

(調整交付金の額の通知)

第5条 総務大臣は、毎年度、当該年の10月31日までに、当該年度分として交付すべき調整交付金の額を都道府県知事を経由して施設等所在市町村の長に通知するものとする。

(調整交付金の交付時期)

第6条 調整交付金は、遅くとも、毎年度、当該年の12月31日までに交付するものとする。

(調整交付金の用途)

第7条 調整交付金の交付にあたっては、その用途について条件をつけ又は制限することはしないものとする。

(都の特例)

第8条 施設等が都の特別区の存する区域に所在する場合には、この要綱中市町村に関する規定は都に関する規定とみなして都に適用する。

附 則

この要綱は、昭和45年10月31日から施行する。

(15) 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律

昭和28年8月25日法律第246号

(損失の補償)

第1条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約〔昭和35年6月条約第6号〕に基づき日本国にあるアメリカ合衆国軍隊又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づき日本国内における国際連合の軍隊(以下「アメリカ合衆国軍隊等」と総称する。)の左に掲げる行為により、従来適法に農業、林業、漁業又は政令で定めるその他の事業を

営んでいた者がその事業の経営上損失をこうむつたときは、国がその損失を補償する。

- (1) 防潜網その他の水中工作物の設置若しくは維持、水面の利用上必要な施設であつて政令で定めるものの除去、損壊若しくは変更又は水質の汚毒、障がい物の遺棄その他水面の利用を著しく阻害する行為であつて政令で定めるもの
 - (2) 防風施設、防砂施設、防災施設その他農地、牧野若しくは林野等の利用上必要な施設であつて政令で定めるものの除去、損壊若しくは変更又は農地、牧野若しくは林野等の利用を著しく阻害する行為であつて政令で定めるもの
 - (3) その他政令で定める行為
- 2 前項の規定は、他の法律により国が損害賠償又は損失補償の責に任ずべき損失については、適用しない。
- 3 第一項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。

(損失補償の申請)

第2条 前条の規定による損失の補償を受けようとする者は、防衛省令の定めるところにより、その者の住所の所在地を管轄する市町村長(特別区の区長を含む。以下この条において同じ。)を経由して、損失補償申請書を防衛大臣に提出しなければならない。

- 2 市町村長は、前項の申請書を受理したときは、その意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを防衛大臣に送付しなければならない。
- 3 防衛大臣は、前項の書類を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には、補償の額を決定し、遅滞なくこれを市町村長を経由して当該申請者に通知しなければならない。

(異議の申出)

第3条 前条第3項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、防衛省令で定める手続に従い、防衛大臣に対して異議を申し出ることができる。

- 2 防衛大臣は、前項の規定による申出があつたときは、その申出のあつた日から30日以内に改めて補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には、補償の額を決定し、これを申出人に通知しなければならない。

(補償金の交付)

第4条 政府は、前条第一項の規定による異議の申出がないときは、同項の期間の満了の日から30日以内に、同項の規定による異議の申出があつた場合において同条第2項の規定による決定があつたときは、同項の通知の日から30日以内に、補償を受けるべき者に対し、当該補償金を交付する。

(増額請求の訴え)

第5条 第3条第2項の規定による決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から6箇月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。

- 2 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(争訟の方式)

第6条 第2条第3項の規定による決定に不服がある者は、第3条第1項及び前条第1項の規定によることによつてのみ争うことができる。

(アメリカ合衆国軍隊等及び自衛隊の航空機以外の航空機の離着陸に対する適用)

第7条 第1条第1項の規定の適用については、アメリカ合衆国軍隊等及び自衛隊法(昭和29年法律第165号)第2条第1項に規定する自衛隊の航空機以外の航空機の離陸及び着陸であつて、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第2条又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第5条の規定によりアメリカ合衆国軍隊等が使用する飛行場を使用して行なわれるものは、アメリカ合衆国軍隊等の航空機の離陸及び着陸とみなす。

(事務の区分)

第8条 第2条の規定により市町村(特別区を含む。)が処理することとされている事務(同条第2項の規定による申請書に意見を記載した書面を添える事務を除く。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の効力発生の日〔昭和27年4月28日〕以降生じた損失について適用する。
- 2 前項の損失に関して見舞金その他の名目で国から支給を受けた金額のうちこの法律の規定による損失補償金に該当するものについては、この法律の規定による損失補償金の内払とみなす。
- 3 調達庁設置法(昭和24年法律第129号)の一部を次のように改正する。

〔以下略〕

3 国と岩国市とで交した公文書の写し

(1) 加藤書簡

防衛庁発経施第 1222 号
38. 12. 5.

岩国市長 土肥京一殿

防衛事務次官 加藤陽三

謹 啓

向寒のみぎり、貴職には益々ご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、岩国飛行場に航空自衛隊F-86部隊を配置することにつきましては、先般来ご説明して参りましたとおり、この計画はF-104の増勢に伴い、飛行場施設の不足を招来したために差し当たり、現有施設を更に効率的に活用する方針で、F-86の1飛行隊を岩国飛行場に配置することを決定したものであって、F-104を配置しようとするものではありません。

又、配置の期間につきましても、米軍に提供期間中、これと共同使用するという趣旨のものであり、米軍が撤退した後も共同使用の名にかくれて自衛隊が使用を継続するという事は考えておりませんので、事情ご賢察のうえ、この計画の実現にご理解とご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

敬 具

(2) 航空自衛隊の配置に関する陳情書

航空自衛隊の配置に関する陳情

岩国市は、ご承知の如く、水量豊富なる錦川の下流に位し、瀬戸内海に面し、交通の要衝として昭和の初期より工業都市として発展しているものでありますが、市の中心部の約 170 万坪にのぼる広大なる土地に米軍基地があり、これが上空制限及び爆音等により、工場誘致等市発展の上に一大支障をきたすと共に、民生安定に及ぼす影響も多大なるものがあります。しかしながら、米軍の駐留は暫定的なものであり、米軍撤退後は工場誘致に全力をあげるべく各施策を計画しているときに、航空自衛隊F86F1飛行隊の岩国配置についての防衛庁の計画を承ったのであります。

これがため、市としては、将来航空自衛隊の基地となれば市民生活に及ぼす影響は勿論、工業都市としての発展計画は絶望となるため、昭和 37 年 12 月 18 日航空自衛隊の配置についての反対決議を行ない、防衛庁その他関係当局に対し、航空自衛隊配置の計画を変更されるよう要望し、運動を続けて参りましたが、防衛庁は「航空自衛隊の配置の期間は米軍に提供期間中、これと共同使用するというもので、米軍撤退後も共同使用の名にかくれて、自衛隊が使用を継続するという事は考えていない。」ということであり、かつ、国防のこともありますので、大局の見地にとって昭和 38 年 12 月 20 日市議会において採決の結果これを承認することに決定したものであります。

しかし、航空自衛隊の配置は、現在の悪条件を倍加するものであり、市民感情も考慮し、政府におかれても民生安定に深く思いをいたされ、以上の趣旨ご賢察の上、次に掲げる事項について格段のご高配を賜りますよう岩国市民を代表し陳情いたす次第であります。

昭和 39 年 1 月 31 日

岩 国 市 長 土肥京一
岩国市議会議長 高山敏生

防衛施設庁長官
小野 裕 殿

1 米軍撤退後の転用について

防衛庁事務次官書簡によれば、航空自衛隊の岩国配置は米軍提供期間中、これと共同使用するという趣旨のもので、米軍が撤退した後も共同使用の名にかくれて、自衛隊が使用を継続するという事は考えていないと明記されているが、米軍撤退後は必ず自衛隊も他へ移駐し、基地跡の転用については岩国市の要望を入れ積極的に協力することを確約されたい。

2 基地周辺地域の防衛道路新設について

基地周辺は他地域に比して道路網は極度に貧弱となっている。これにひきかえ近時基地周辺の交通量は増大し、既設道路は既に飽和状態に達している。よって、下記道路の整備を全額国庫において促進願いたい。

記

- (1) 牛の谷送信所線（中津 16 号線を含む）の改良舗装工事
起点 中津 274 番地 終点 中津 1435 の 1 番地
延長 1,130 m 巾員 6m
- (2) 五本松海士路線の改良舗装工事
起点 麻里布 82 番地 終点 尾津 1230 番地
延長 2,490 m 巾員 25m~15m
- (3) 菊地送信所 1 号線の舗装工事
起点 尾津 1230 番地 終点 中津 4175 番地
延長 600 m 巾員 6m
- (4) 向今津連帆線改良舗装工事
起点 車 741 の 1 番地 終点 向今津 330 の 1 番地
延長 500 m 巾員 10.5m

3 公共施設及び民間施設の爆音対策について

基地近接公共施設及び民間病院等には逐次防音施設が施行されているが、爆音の被害を受ける未施行の市内小中学校（愛宕小、麻里布小、装港小、灘小、麻里布中、中洋小、平田小）及び幼稚園、保育所等の防音工事についても全額国庫又は適当な財源措置を講ぜられるとともに冷房装置及びこれに伴う電力料についても同様考慮されたい。

なお、一般住家に対する騒音の補償については未だ何等の措置も講ぜられていないが、これに対しても考慮されたい。

4 集団移転について

岩国市大字向今津字柵開作部落は航空機の上昇路の直近位置にあり、離着陸は勿論、地上整備音による爆音は家屋を振動し、屋根瓦は日毎にずり下り、又ラジオ、テレビの視聴、ひいては子供の教育にも多大なる影響を受け、病人の静養は絶対不可能であり、物心両面に亘り地区の不安は想像以上であるので集団移転を考慮願いたい。

5 基地周辺農地買収について

岩国市大字向今津栗屋開、三ノ割南側地区の農地は飛翔コースの直近に位し、ここを耕作している農民は激化する騒音により、作業も手につかず、不安と焦躁の毎日を送っており、これが農地の代替地の確保、若しくは買収について考慮されたい。

6 飛行機事故等による補償について

米軍基地は岩国市街の中心にあり、現在までに発生したすずはく、模擬爆弾等の落下により相当な被害を出している。又基地周辺には石油化学等の工場があり飛行機事故が発生した場合の人的物的被害は甚大なるものと予想される。

万一の場合は早急に、かつ、万全なる補償を考慮されたい。

7 基地交付金の増額について

基地が所在することにより、財政収入の減少、市発展に対する各種の制約、財政需要の増大など、他市町村にはみられない特殊事情のもとにおかれているので、これが現状に適するよう増額について考慮されると共に、交付対象範囲をドル支弁資産まで拡大されたい。

8 上空制限について

現在米軍より提示されている上空制限は、工業立市を市是とする岩国市にとっては非常に重大なる問題であり、既存工場の増設はもとより広大なる工場適地に新規工場を誘致するうえに多大な支障をきたしているため、これが上空制限を撤回されたい。

9 電波の障害対策について

基地周辺の居住者は飛行機の爆音などにより、テレビ、ラジオ、電話等の視聴に非常に困難をきたしているが、これが対策について聴視料の免除等適当な補償を早急に考慮されたい。

10 環境衛生施設整備について

(1) 塵芥焼却場移設について

現在の焼却場は基地の北側に位置し、滑走路並びに弾薬庫に接近しているため、その焼却の煙は航空の視界をさまたげ、或いは弾薬庫の爆発の慮れあるとして再三に亘り、基地司令官から移転要請があったもので、これが移設に伴う経費の補償を願いたい。

(2) し尿処理場移設について

現在の処理場は塵芥焼却場と隣接しており、これから発する衛生害虫或いは悪臭により基地将兵に悪影響を与えるので移設してもらいたい旨の基地司令官から要請があり、この処理場には、基地内からも運搬されている現状である。よってこれが移設について考慮を願いたい。

11 米軍使用中の送信所（元 11 空廠）周辺の排水施設について

現在この付近は送信所を中心に広大な農耕地がありますが、この送信所の排水はもとより附近一帯の排水施設が非常に悪いので、これが整備計画を国の責任において実施されたい。

12 公共用地造成に対する自衛隊の協力について

防音工事の施行に伴う小、中学校の校地の造成、並びに公共用地の造成に対しては、自衛隊において積極的な協力を願いたい。

(3) 小野書簡

施本第 439 号 (CFP)

昭和 39 年 2 月 14 日

岩 国 市 長 土肥京一 殿

岩国市議会議員 高山敏生 殿

防衛施設庁長官

小 野 裕

岩国基地周辺の対策実施について

今回、航空自衛隊の岩国基地の共同使用が市民各位のご理解とご協力により実現の運びにいたりましたことについては、衷心から感謝するとともに、なお今後のご援助をお願い申し上げる次第です。

さて、去る 1 月 31 日付文書によりご要望のありました岩国基地周辺における各種対策について、当庁としては、同基地の所在および運営によって生ずる諸問題の具体的解決方法について、いずれも今後引き続き十分ご協議のうえ、その解決に努力する考えであります。とりあえずご要望の各項について次のとおりご回答申し上げます。

1 米軍撤退後の転用について

航空自衛隊配置期間については、米軍に提供期間中これと共同使用するという趣旨のものであり、米軍が撤退した後も共同使用の名にかくれて自衛隊が使用継続する考えをもっていないことを重ねて再確認するとともに、貴市の転用要望については、財産所管庁である大蔵省に十分伝えます。また、米軍の返還が明らかになったときは、事前に貴市に連絡するよう配慮します。

2 基地周辺道路の整備について

要望の基地周辺地域の道路 5 路線のうち、牛の谷送信所線は、昭和 39 年度にその整備について努力します。他の 4 路線（中津 16 号線、五本松海土路線、菊地送信所 1 号線および向今津連帆線）については、昭和 39 年度に利用状況等を調査のうえ、昭和 40 年度以降において検討します。なお、地元負担の財源措置については極力協力することにします。

3 公共施設等の防音工事について

貴市内の小、中学校の防音工事については、昭和 39 年度には本年度からの継続工事（4 校）の完了を目途として努力します。したがって、未施行の 7 校（愛宕小、麻里布小、装港小、灘小、麻里布中、中洋小、平田小）については、昭和 39 年度にこれらの騒音度等を調査し、昭和 40 年度以降に検討します。なお、地元負担の財源措置については、極力協力することにします。

また、防音工事に伴う冷房装置とその電力料の問題および幼稚園、保育所等の防音工事については、現在まだ義務教育施設の防音工事を優先に実施中でありますので、将来検討することになります。

一般住家の騒音対策の問題については、目下研究中であります。

4 集団移転について

岩国基地北西部周辺の柵開作部落の集団移転については、早急に実情調査のうえ移転の必要が認められるものについては、昭和 40 年度以降において建物等の移転費を補償し移転できるよう検討します。なお、この場合に必要対象範囲全戸の移転が前提になると考えますので、あらかじめ貴市においても関係者の意向をとりまとめられるよう希望します。

5 基地周辺農地の買収について

岩国基地北西部周辺の農地の買収については、早急に実情調査のうえ検討します。

6 飛行機事故等による補償について

昭和 37 年 8 月発生した錫箔落下停電事故については、事故の性質上被害の範囲・内容・程度等の確認が困難であったため、遅れておりましたが最近ようやくまとまりつつありますので、その解決促進のため鋭意努力中であります。

なお、事故防止については、当庁としては日米合同委員会に設けられた事故分科委員会において米側と事故原因の究明および事故防止対策について鋭意検討を重ねており、事故対策処置については米軍は関係全部隊に通知し再発防止に努めております。万一事故発生の場合は、早急に適切な補償処理を行ない、遺憾のないよう努力します。

また、新しく配置される航空自衛隊の部隊に対しても、もちろん十分注意を促し、事故防止に万全を期する所存であります。

7 基地助成交付金の増額について

基地助成交付金は自治省の所管であります。当庁はその交付額の決定について協議を受けることになっておりますので、貴市のご要望については当庁としても努力します。

8 上空制限について

米軍から要求のある岩国基地周辺の航空障害物制限については、現在日米双方が協議中であります。このうち高層構築物の新設については、そのつど日米双方が協議してその取扱い方を決めるということで米側も了解しておりますので、航空障害となるような構築物の建設計画がある場合は、貴市から呉防衛施設局にご連絡願ひ日米双方が納得できる線で妥結をはかりたいと考えております。

9 電波等の障害対策について

テレビ、ラジオの視聴困難の問題については、郵政省および NHK において対策を検討中のところ、近く受信料の減免について結論が出される運びになっております。

なお、電話の通信障害の問題については、テレビ、ラジオの問題に引き続いて今後必要な対策を検討するよう配慮します。

10 環境衛生施設の整備について

(1) じんかい焼却場の移設について

岩国基地滑走路北側のじんかい焼却場の移設費の補助については、昭和 39 年度において、その用地取得費（進入路を含む。）に対し、ご要望にそうよう努力します。

(2) し尿処理場の移設について

じんかい焼却場に隣接して所在するし尿処理場の移設については、昭和 39 年度に実情調査のうえ必要と認められる場合は昭和 40 年度以降に実施できるよう検討します。

11 米軍送信所周辺の排水施設について

岩国基地南方の米軍送信所周辺の排水施設の整備に付いては、昭和 39 年度に実情調査のうえ必要と認められる場合は昭和 40 年度以降に実施できるよう検討します。

12 公共用地造成に対する自衛隊の協力について

貴市の学校用地等の造成に対する自衛隊の部外工事による協力の要望については、優先的に処理するようあらかじめ陸上幕僚監部に対し配慮方を要請します。

以 上

(4) 米軍岩国基地に関連する要請書

米軍岩国基地に関連する要請

米海兵隊岩国航空基地に関する諸問題につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、普天間飛行場に配備されているKC-130（ハーキュリーズ）航空機を岩国飛行場に移駐する問題につきましては、岩国市民の間で、「岩国基地機能の拡大・強化につながるのではないか。」との不安と不満が強まり、岩国市議会におきまして、「沖縄普天間基地の岩国移駐に反対する要望決議」を全会一致で議決されており、この主旨は、これ以上の基地機能の拡大・強化は絶対に許されないとのものであります。

当岩国市は、長年にわたる市民の不満を解消するため、これまで基地に関連する要望を行ってきたところでございますが、いづれも進展をみていない現状にあります。

つきましては、現在まで本市の国に対する要望を下記のとおり重ねて要請いたします。

なお、この度、国におかれましては沖縄県に対して特別の措置を決定されたところですが、岩国市民も戦後50年間米軍基地を抱え、沖縄県民と同じ苦しみを味わってまいりましたが、国防という名の下に、今日まで耐えがたきを耐え国に協力してまいりました。

この市民の姿勢を認識され、沖縄県と同等の扱いをされるべきであり、このことについて今後、改めて要請をいたします。

記

1 都市計画道路昭和町海士路線の基地内ルートを含め、その周辺（本路線とJR線の間）の約5haを提供区域の変更によって、基地の返還をすること。

(1) 計画路線総延長約6,830mのうち、平成7年度まで約2,550mを供用開始しておりますが、南部に向けた事業化が急務であり、その先線である岩国基地内ルートが障害となっており、これら事業用地（延長約380m・幅員18m）と昭和町海士路線の代替用地を確保すること。

(2) 門前川水系の排水ポンプ場用地を確保すること。

(3) 現在、市内及び隣接町に分散している海上自衛隊厚生施設（宿舎）等を基地周辺へ集約整備すること。

2 近年、基地北門を利用する大型車両等の交通が著しく増加し、北門に接続する生活道に交通障害が発生していることから、抜本対策として、北門の位置の移動や、第二防衛道路を新設整備すること。

3 基地の一部返還によって、し尿処理場用地を確保すること。

4 基地周辺の環境整備を行うため、基地内のある程度まとまった土地を今後、段階的に無償返還すること。

5 基地内にある未登記財産の解消（旧道路用地を含む。）や、新たに施設・区域となる市有地（し尿処理場及び周辺遊水池）の取得については、適切に対処すること。

6 現在、今津川に排出している旭町ポンプ場からの排水と新設されるし尿処理場の排水を併せて基地の沖合へ排出すること。

7 岩国基地沖合移設事業の工期を短縮すること。

8 軍民共用空港を早期に実現すること。

9 本市においては、基地の諸障害により都市の健全な発展を阻害されてきた経緯があり、そのため各種の都市開発諸法から見放され、基地がある故の損失は大きい。

したがって、今後、開発諸法に代わるべき特別措置（立法）等を講ずること。

平成8年10月18日

岩国市長 貴船悦光

防衛施設庁長官
諸富増夫 殿

(5) 諸富書簡

施本第1924号(CRC)
平成8年11月22日

岩国市長 貴船悦光 殿

防衛施設庁長官
諸富増夫

岩国飛行場に係る要請について（回答）

岩国飛行場の安定的使用につきましては、かねてより御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、参照文書により要請のありました本件について、下記のとおり回答いたします。

普天間飛行場のKC-130（ハーキュリーズ）航空機の岩国飛行場への移駐につきましては、貴市の御理解と御協力が必要であることを十分に認識しており、今後とも貴市の要請に対しては、誠意をもって対応してまいります所存であります。

記

1 について

昭和町海士路線以西の施設・区域の返還については、貴市の具体的な要望を踏まえ、米軍及び関係機関と調整し、実現に向けて最大限努力してまいります。

2 について

岩国飛行場北門ゲート付近の交通障害の緩和に対する抜本対策については、米軍と調整、貴市の意向に沿えるよう最大限努力してまいります。

3 について

し尿処理場用地のための施設・区域の一部返還については、貴市の具体的な要望を踏まえ、米軍及び関係機関と調整し、実現に向けて最大限努力してまいります。

4 について

施設・区域の段階的な返還については、将来貴市から具体的な要望があった段階で、その内容を検討した上で、米軍及び関係機関と調整してまいります。

5 について

基地内にある未登記財産の解消は、その促進に最大限努力するとともに、旧道路用地の取扱いについても、関係機関と調整の上、解決に向け努力してまいります。

また、岩国飛行場滑走路移設事業に伴い、新たに施設・区域となる市有地（し尿処理場及び周辺遊水池）の取得方法については、貴市の意向に沿えるよう努力してまいります。

6 について

岩国飛行場滑走路移設事業に伴うし尿処理場の排水については、事業者の立場で対応してまいります。また、旭町ポンプ場からの排水については、貴市の具体的な計画を踏まえ検討してまいります。

7 について

岩国飛行場滑走路移設事業は、同飛行場の運用上、安全上及び騒音上の問題を解決するとともに、同飛行場の安定的使用を図るため、事業を推進しているものであり、当庁としても一日も早い完成を望んでいるところである。

したがって、現在の計画を踏まえ、山口県及び貴市の協力を得つつ本事業の早期完成に努力してまいります。

8 について

岩国飛行場軍民共用の要望については、山口県の東部空港整備構想や貴市の意向を踏まえつつ、米軍及び関係機関と調整してまいります。

9 について

基地から生ずる障害の緩和や地域振興施策については、貴市の具体的な要望を踏まえ、誠意をもって対応してまいります。

以上

(6) 米軍岩国基地に関する要請書

米海兵隊岩国航空基地に関する諸問題の改善につきましては、平素から種々御配慮を賜りますとともに、特に、長年の地元要望であります「基地沖合移設事業」につきましては、格別の御高配により、事業着工の運びとなりましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年来、御要請のありました沖縄普天間基地所属のKC-130（ハーキュリーズ）航空機の岩国基地への移駐につきましては、山口県、岩国市、由宇町で慎重に検討を重ねた結果、地元として、その受入れを容認することといたしました。

しかしながら、地元住民をはじめとする県民の間には、将来において岩国基地の整理・縮小が進められることを望む声が多く、また、今回の移駐問題に関しましても、普天間基地の全面返還に係る諸条件が整う前のハーキュリーズ航空機の先行移駐、米本土に移駐されたハリヤー航空機の再配備、さらには、普天間基地所属のヘリコプター部隊の岩国基地への移駐等の不安や懸念もあります。

つきましては、貴職におかれては、これらの事情を御賢察の上、移駐に当たり、下記事項について対処されますよう、特に要請いたします。

記

- 1 国において、「岩国基地機能の今以上の増強は容認できない」という基地問題に対する地元自治体の基本姿勢を深く認識されるとともに、米側にもその趣旨を十分伝えられたい。
- 2 沖合移設後においても、岩国基地が拡大・強化されることのないよう、基地用地の一部返還、基地内施設の集約・移転等の取組みを積極的に進められたい。
- 3 ハーキュリーズを含む航空機の運用に当たっては、飛行時間、飛行コース等に係る地元自治体と現地米軍との間の確認事項の明確化等、騒音対策や安全対策に一層の配慮をされたい。
- 4 岩国市及び周辺町における防音対策工事及び民生安定施設に対する助成措置の拡充を図るとともに、地域振興のための諸施策への積極的な支援をされたい。

平成9年4月22日

内閣総理大臣 橋本 龍太郎 様
防衛庁長官 久間 章生 様
防衛施設庁長官 諸富 増夫 様

山口県知事 二井 関成 様
岩国市長 貴船 悦光 様
由宇町長 松尾 登 様

(7) 岩国飛行場に係る要請について（回答）

施本第1052号（CRC）

平成9年6月20日

岩国市長 殿

防衛施設庁長官

岩国飛行場に係る要請について（回答）

参照：平.9.4.22.付
「米軍岩国基地に関する要請書」

岩国飛行場の安定的使用については、かねてより御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

今般、普天間飛行場に配備されているKC-130（ハーキュリーズ）航空機の岩国飛行場への移駐については、貴職より受入れ容認の報告を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、参照文書により要請のありました本件につきましては、別紙のとおり回答いたします。

今回の要請においてお示しのあった県民の皆様のご不安や懸念につきましては、今後とも十分認識のうえ、関係自治体の御理解と御協力を賜りながら、岩国飛行場の安定的使用に取り組んでまいります。

以上

添付書類：別紙

本信あて先：山口県知事
岩国市長
由宇町長

別紙

平成9年4月22日付け「米軍岩国基地に関する要請書」に対する回答

1 について

基地問題の解決及び施設・区域の安定的使用については、地元自治体との信頼関係が重要であると考えており、今後とも地元の意向を深く認識するとともに、これを米軍に伝えてまいります。

2 について

岩国飛行場用地の一部返還に係る地元の要望については、十分承知しており、今後、岩国市から具体的な要望があった段階において、その内容を検討した上で、米軍及び関係機関と調整を図るよう、積極的に対応してまいります。

また、基地内施設の集約・移転については、今後、米軍の意向を踏まえて、対応を検討してまいります。

なお、岩国市から具体的な要請のあった昭和町海士路線以西の施設・区域の返還については、米軍及び関係機関と調整し、その実現に向けて最大限努力してまいります。

3 について

岩国飛行場に離着陸する米軍の航空機は、同飛行場周辺に対する航空機騒音の軽減及び安全上の観点から、飛行時間、飛行コース等について岩国日米協議会の確認事項に沿って運用されているところである。

今後とも、地元の意向を十分に踏まえ、確認事項の明確化等、騒音対策や安全対策を図るよう一層の努力をしております。

4 について

基地から生ずる障害の緩和や地域振興策については、岩国飛行場周辺の自治体の具体的な要望を踏まえ、誠意を持って対応してまいります。

(8) 米軍岩国基地に係る安心・安全対策についての要望書

岩国市は米軍基地が所在する自治体として、これまで国の安全保障政策を尊重し、基地の安定的な運用に協力してまいりましたが、その運用に当たっては、住民が安心して安全に暮らせる環境が確保されるよう、国及び米軍に対し、引き続き、細心かつ最大限の配慮を求めるものであります。

また、抑止力の維持と地元負担の軽減を柱とする在日米軍の再編に係る最終報告が日米両国政府間で合意され、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法も成立し、再編の実施に向けた取り組みが進められているところですが、今日の多様化した住民ニーズを考えると、基地周辺住民や地元自治体に対して、さらなる配慮がなされるべきものと認識しております。

こうした中、本年6月に、米兵犯罪防止策の強化、再編に伴う安心・安全対策の実施並びに関連措置として住民福祉の向上や地域の発展に資する地域振興策の実施などについて要望したところですが、今後、これらの諸課題に対し、具体的かつ実効性のある措置を求めてまいりたいと考えております。

つきましては、従来からの基地の運用による影響を軽減するとともに、今回の米軍再編により基地周辺の環境が悪化することとならないよう、まず、安心・安全の確保に関する事項として、次のとおり取りまとめましたので、国におかれましては、以上のような状況をご理解いただき、速やかに対応策を講じられますよう強く要望いたします。

1 治安対策の強化

米軍構成員等による犯罪、交通事故を防止し、住民の不安の解消を図るため、規律の厳正な保持、教育訓練の徹底、警らの強化等適切な措置を講ずること。

万一、事件・事故が発生した場合には、迅速かつ的確な情報提供が行われるとともに、原因究明を適切に行い、再発防止に向けた万全の対策を講ずること。

- (1) 防犯対策の強化
- (2) 米軍構成員等の規律の保持
- (3) 事件・事故の被害者への適切な対応
- (4) 被疑者の起訴前の拘禁移転に係る日米地位協定の見直し

2 騒音対策の強化

岩国基地は、多くの住民が生活している地域に隣接しているため、航空機による飛行をはじめとする基地の運用は、基地周辺住民の生活環境に大きな影響を与えている。

特に航空機騒音に関しては、基地周辺住民に十分配慮し、騒音軽減のための必要な措置を講ずること。

- (1) 航空機等の騒音軽減対策の推進
- (2) 住宅防音工事に関する制度の拡充
- (3) 空母艦載機離発着訓練（FCLP）の禁止

3 環境対策の徹底

基地内の環境問題等については、その影響が基地内に止まらず、基地周辺住民等の生命、健康に重大な影響を与える可能性があることから、基地の管理・運用に当たっては、環境対策を徹底すること。

- (1) クロコケグモ対策の徹底
- (2) 環境に配慮した施策の実施
- (3) 演習・訓練等の実施における基地周辺地域への配慮

4 地元の意向を尊重する制度の構築

基地の管理・運用に当たっては、岩国市の意向が的確に反映できる仕組みとなっていないため、本市の意向を踏まえて日米両国政府間の協議が行われるよう、必要な制度を構築すること。

5 その他

平成20年10月31日

外務大臣 中曾根弘文様

防衛大臣 浜田靖一様

岩国市長 福田良彦

別紙

<p>1 治安対策の強化</p> <p>(1) 防犯対策の強化</p> <p>(2) 米軍構成員等の規律の保持</p> <p>(3) 事件・事故の被害者への適切な対応</p> <p>(4) 被疑者の起訴前の拘禁移転に係る日米地位協定の見直し</p> <p>2 騒音対策の強化</p> <p>(1) 航空機等の騒音軽減対策の推進</p>	<p>ア 警察及び憲兵隊による警らの強化を図ること。</p> <p>イ 街路灯、防犯カメラ、街頭緊急通報システムを設置すること。</p> <p>ウ 基地周辺地区の各戸にソーラー型の玄関灯を設置すること。</p> <p>エ 脱走兵の通報体制を強化すること。</p> <p>ア 米軍構成員等に対して、規律の保持のための教育・訓練を行うこと。また、交通安全に関する教育、日本の生活、文化、道徳などを理解するための教育を行うこと。</p> <p>イ 基地外居住者の届出制度を創設し、居所の明確化を行うこと。</p> <p>ウ 犯罪防止のため、必要に応じて、米軍構成員等の外出や飲酒の制限など適切な措置を講ずること。</p> <p>ア 公務外の米軍構成員等が起こした事件・事故により被害を受けた場合においても、日米両国政府の責任において補償が受けられるよう措置を講ずること。</p> <p>イ 損害賠償の手続きについて、迅速かつ誠意をもって対応すること。</p> <p>ア 被疑者の起訴前の拘禁移転に係る日米地位協定の見直しを行うこと。</p> <p>ア 航空機等の騒音の軽減対策を推進すること。このため、消音施設、防音林、緩衝緑地帯を増設・整備するなど必要な措置を講ずること。</p> <p>イ エンジンテストは必ず消音</p>
---	--

<p>(2) 住宅防音工事に 関する制度の拡充</p>	<p>施設を使用して行うこと。 ウ 早朝・夜間、土曜日、日曜日、祝日、盆及び年末・年始における飛行とエンジンテストを全面的に禁止すること。 エ 学校及び地域の諸行事に十分配慮した飛行とエンジンテストを行うこと。 オ 市街地や産業振興に影響を与える地域の上空の飛行を行わないこと。 カ 訓練移転について、実質的な効果が現れるよう機数や期間の増加など規模の拡大を図ること。また、KC-130の鹿屋基地やグアムへの展開について、具体的な機数、期間等を示すこと。 キ 航空機騒音をはじめ、基地に関する住民からの苦情や問い合わせは、国において対応すること。 ク 基地周辺の騒音測定を行うとともに、測定データをリアルタイムで情報公開すること。このため、自動騒音測定装置の増設やホームページの開設など必要な措置を講ずること。 ケ 姫子島で実施される弾薬処理時の騒音等の軽減について、必要な措置を講ずること。 ア 住宅防音工事に係る事業に関する予算額を増額するとともに、早期交付を行うこと。また、対象となる全家屋について、速やかに防音工事を実施すること。 イ 住宅防音工事について、対象区域の指定値を70WECPNLとすること。また、実態に即した区域指定を行うこと。 ウ 外郭防音工事の対象区域を75WECPNL区域に拡大すること。 エ 住宅防音工事について、区域指定後の新築・改築住宅も対象とすること。 オ 防音工事の補助対象施設を事務所、店舗等に拡大すること。 カ 住宅防音工事により設置した空調機器の機能復旧に要する経費を全額補助すること。</p>	<p>(3) 空母艦載機離発着訓練（FCLP）の禁止</p> <p>3 環境対策の徹底 (1) クロコゲグモ対策の徹底 (2) 環境に配慮した施策の実施</p> <p>(3) 演習・訓練等の実施における基地周辺地域への配慮</p> <p>4 地元の意向を尊重する制度の構築</p> <p>5 その他</p>	<p>キ 住宅防音工事により設置した空調機器に係る電気料金等について、太陽光発電装置を全対象家屋に設置するなど助成措置を講ずること。 ク 70WECPNL区域の住宅への冷暖房機設置の助成措置を講ずること。 ケ テレビ受信料の助成区域を拡大すること ア 恒常的な空母艦載機離発着訓練施設の建設場所を早期に決定し、同施設を岩国基地に建設しないこと。 イ 岩国基地において、空母艦載機等によるFCLP及び事前集中訓練を実施しないこと。 ア 基地内で完全駆除、撲滅するよう対策を講ずること。 ア 基地に起因する排水の処理について、万全の措置を講ずること。 イ 消火訓練に当たっては、基地周辺住民に影響を与えないよう実施すること。 ア 合同軍事演習、合同訓練等の実施の際には、その影響を基地の外に及ぼさないこと。 イ 演習・訓練内容等については、地元自治体等の関係機関に速やかに事前通報するとともに、住民からの苦情や問い合わせは、国において対応すること。 ア 基地の管理・運用等については、岩国市の意向を踏まえた上で日米両国政府間において協議・交渉されること。 イ 国と岩国市の定期的な協議の場を設けること。 ア 岩国基地の機能変更等が生じる可能性がある事案については、早期の情報提供を行うとともに、岩国市の理解を得ること。 イ 航空機の運用については、安全の確保に万全の措置を講ずること。 ウ 岩国基地港湾施設への船舶の入港の際には、安全の確保について万全の措置を講ずるとともに、一般の船舶の航行等に影響を与える可能性があ</p>
---------------------------------	--	---	---

	る場合には、岩国市に事前に通知すること。
	エ 空母艦載機部隊の移駐に伴う米軍家族住宅の場所決定に当たっては、岩国市に事前に説明し、理解を得ること。
	オ 基地周辺の交通渋滞の緩和について、必要な措置を講ずること。
	カ 障害防止工事、民生安定事業等に関する補助対象範囲の拡大と予算の増額を行うこと。

(9) 米軍岩国基地に係る安心・安全対策についての要望書（回答）

地地第 13434 号
20. 11. 18

岩国市長 殿

防衛省地方協力局長

米軍岩国基地に係る安心・安全対策について（回答）

貴殿におかれては、日頃から、岩国飛行場の安定的使用に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、去る 10 月 31 日に御要望のありました標記について、外務省との調整を了した上、別紙のとおり回答いたします。

空母艦載機の岩国飛行場への移駐等に当たり、周辺住民の皆様が安心して安全に暮らせる環境を確保することは極めて重要であると考えており、今後とも、貴市及び山口県と緊密に協議しつつ、誠意をもって対応してまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

別紙

1 の（1）のアについて

防犯対策については、警察当局及び米側に対し、貴市の御要望も踏まえ適切な措置がとられるよう伝えてまいりたい。

なお、米軍岩国基地においては、平成 10 年以降、金曜日、土曜日、祝祭日及び特別休暇期間の午後 10 時から午前 3 時までの間、2 人以上からなる 1 組の米軍人が制服を着用の上、基地正面から通称スリーコーナーまでの国道 189 号及び市道中津 5 号線沿線の飲食店の立ち並ぶ約 1 キロメートルの通りを徒歩で巡視しているところである。

1 の（1）のイ及びウについて

御要望については、設置手法等の具体的な内容を貴市と調整してまいりたい。

1 の（1）のエについて

日米両政府は、本年 4 月 11 日、在日米軍人の脱走が判明した場合には、そのすべてについて直ちに米側から関係都道府県警察に対して逮捕要請を行うこと等について基本合意したことを踏まえ、同年 5 月 15 日、日米合同委員会において、在日米軍により脱走兵と認定された米軍人に関する通報体制について合意した。日本政府は、米側からの通報を渉外知事会に伝達することとなっており、かかる情報提供が円滑になされるために協力してまいりたい。

1 の（2）のアについて

米軍岩国基地においては、米軍構成員が我が国に赴任した際、我が国の道路交通法、道路事情、基地周辺の地理、文化等に係る講習、現地体験講習等が実施されているほか、年 2 回、飲酒運転禁止、事件・事故防止に係る安全講習等が実施されているが、当省としては、引き続きかかる講習等の充実・徹底を米側に求めてまいりたい。

また、中国四国防衛局において直接、岩国基地の米軍構成員に対して基地問題の現状、事件・事故等について説明したところであり、今後も定期的の実施してまいりたい。

1 の（2）のイについて

日本政府は米側から年に一度、基地外に居住する米軍人等の人数に関する情報提供を受け、こうした情報を地方公共団体と共有することとなっており、かかる情報共有を着実に実施してまいりたい。

1 の（2）のウについて

米軍岩国基地においては、平成 16 年以降、若年米軍構成員（以下「構成員」という。）の外出や飲酒を規制するリバティ・カード制度が導入されており、三等軍曹以下の構成員に対してはレッド又はゴールドの 2 種類の識別カードを発行し、同カードの所持を義務付けている。この制度は、原則として三等軍曹以下の構成員に対し深夜（午前 0 時から午前 5 時まで）の外出が制限されるレッドカードが発行され、同カード保持者のうち 30 日の観察期間中の素行良好な隊員について、所属司令官の判断に基づき外出制限のないゴールドカードが発行されるものである。このほか、レッドカード保持者のうち上等兵以下の構成員については単独外出の禁止、20 歳未満の構成員についてはリバティ・カードにアンダー 20 と表記され飲酒禁止措置が課されている。

本年 4 月には、リバティ・カード制度について、対象構成員の拡大（三等軍曹以下から全階級へ）、上等兵以下に係るレッドカードからゴールドカードへの変更に要する観察期間の延長（30 日間から 90 日間へ）、同伴外出の義務の格上げ（上等兵以下から伍長以下へ）など、規制の強化が図られたところである。さらに、本年 9 月には、同伴外出の義務がレッドカード保持者全員に拡大されたところである。

このように、米軍岩国基地においては、構成員に対する自由時間における外出制限や基地外での飲酒の制限の措置が講じられているところであるが、今後とも、適切な措置が講じられるよう米側に働きかけてまいりたい。

1 の（3）のア及びイについて

公務外の事故に係る補償については、加害者本人が賠償責任を負い、原則として当事者間で解決されることとなるが、加害者が無資力である等の理由から被害者への補償が困難な場合は、日米地位協定第 18 条 6 の規定に基づき処理されることとなっている。

中国四国防衛局においては、事故覚知後、速やかに被害者と接触し、かかる補償手続を御説明するとともに、加害者から被害者への補償状況を逐一確認することとしており、示談困難な場合は直ちに被害者に対し損害賠償の請求案内を行うなど、被害者が適正な補償が受けられるよう、誠意をもった対応に努めている。

また、同局においては、被害者から損害賠償請求書の提出を受けたときは、その内容を審査した上、その結果を米政府に送付しているところであり、補償金の査定に当たっては、公務上における事故の場合と同様に、公平かつ公正に請求を審査し、

被害者が米国政府から適正な補償が得られるよう努めている。なお、米国政府は被害者に提示する補償額の決定に当たっては、従来から、我が国の査定に係る考え方も尊重しているところである。

いずれにせよ、本省としては、米軍構成員等による事件・事故が発生した場合は、公務上、公務外の事案を問わず、今後とも、迅速かつ誠意をもった対応に努めてまいりたい。

なお、同局においては、日頃から警察及び米軍等関係機関との連携を密にし、事故情報の迅速な入手に努めており、また、賠償案内のリーフレットを作成の上、関係地方公共団体、警察署等に提供しており、被害者に対しては、警察等からリーフレットを提示した上、同局が賠償窓口となる旨を周知されるよう依頼を行っているほか、同局のホームページ等に賠償案内を掲載するなど、被害者への手続の周知にも努めているところである。

1の(4)のオについて

平成7年の日米合同委員会合意によって、殺人、強姦等の犯罪で我が国として重大な関心を有しているものにつき、起訴前の拘禁移転を可能にする途が開かれた。実際にも、同合意に基づきこれまでに何度も起訴前の拘禁移転が行われている。

政府としては、日米地位協定については、その時々の問題について運用の改善により機敏に対応していくことが合理的であるとの考えの下、引き続き目に見える運用の改善を進めるよう努力していく考えである。

2の(1)のオについて

本省では、岩国飛行場の運用上、安全上及び騒音上の問題を解決するため、現在、滑走路を沖合へ約1キロメートル移設する事業を実施している。また、騒音発生源となる駐機場等の施設を現滑走路上及びその東側に設置することを計画しており、本計画の実施は、騒音の軽減に資するものと考えている。

なお、空母艦載機等の移駐は、滑走路が沖合に移設された後に実施されることから、岩国飛行場周辺の騒音の状況は、移駐後においても、一部の区域を除き、滑走路の移設前である現状よりも改善されると予測しているところである。

いずれにせよ、移駐後の騒音状況を踏まえ、適切に対処してまいりたい。

2の(1)のイ及びウについて

岩国飛行場におけるエンジンテストについては、岩国日米協議会において、①すべてハッシュハウス（消音施設）の中で実施するよう万全を尽くし、それ以外は通告すること、②基本的には、80パーセント以上のエンジンテストは午後9時以降午前6時30分までの間は実施しないこと、③着艦訓練中のエンジンテストは原則として避けることが確認されているところである。

また、同飛行場における飛行時間等については、同協議会において、①滑走路運用時間（午前6時30分から午後11時まで）外に使用する場合はできる限り貴市に通報すること、②原則として午後9時以降午前7時までの訓練飛行は制限していること、③軍の任務遂行上不可欠な場合を除き、年末年始は飛行訓練自粛期間とし、盆の期間中は休日の方法で運用していること等が確認されているところである。

本省としても、同協議会における確認事項の尊重について機会あるごとに米側に申し入れてまいりたい。

2の(1)のエについて

中国四国防衛局においては、毎年末に翌年の年間地元諸行事並びに公立・私立学校の各種試験及び諸行事の予定について照会を行い、これにより得られた情報を米軍岩国基地に伝えるとともに、地元行事等への配慮要請を行っており、また、本省から在日米軍司令部に対しても同様に配慮要請を行っているところである。

今後とも、学校及び地域の諸行事への配慮について機会あるごとに米側に申し入れてまいりたい。

2の(1)のオについて

岩国飛行場の周辺上空における飛行については、岩国日米協議会において、①離着陸の際、安全上許す限り、工場及び市街地の上空を飛行しないこと、②気象条件等安全運用上許す限り、南側で離着陸を行うこと、③市街地上空の飛行は、4,000フィート（1,219メートル）以上とすること、④着陸の際、旧由宇町上空の飛行をできるだけ避けるようにすることが確認されているところである。

本省としても、同協議会における確認事項の尊重について機会あるごとに米側に申し入れてまいりたい。

2の(1)のカについて

米軍再編に係る訓練移転については、平成18年度から実施しており、岩国飛行場からは、これまでに3回実施しているところである。今後もタイプⅠ（1回につき1から5機の米軍機が1から7日間参加）のみならず、タイプⅡ（1回につき6から12機の米軍機が8から14日間参加）規模の訓練を含め、引き続き訓練移転の着実な実施に努めてまいりたい。

また、KC-130の鹿屋基地やグアムへのローテーション展開については、米側との調整が整った段階で貴市に御説明することとしているが、できる限り詳細な情報提供に努めてまいりたい。

2の(1)のキについて

中国四国防衛局では、当直体制をとっており、休日・深夜を問わず、住民からの問い合わせや苦情に対応しているところであり、今後とも誠意をもって対応してまいりたい。

なお、苦情や問い合わせに係る同局の連絡先は次のとおりである。

平日の昼間 082(223)7109

平日の夜間、休日 082(223)8105

2の(1)のクについて

中国四国防衛局では、岩国飛行場周辺の12か所（うち、岩国市内7か所）に自動騒音測定装置を設置し、常時騒音状況の監視に努めるとともに、測定結果については同局のホームページ（アドレス：<http://www.mod.go.jp/rdb/chushi>）において公開しているところであるが、今後とも、できる限り最新の測定結果を公開できるように当該ホームページの更新間隔の短縮に努力してまいりたい。

また、リアルタイムでの測定結果の情報公開については、貴市から御要望の趣旨・内容を十分伺った上で、検討してまいりたいと考えている。

自動騒音測定装置の増設については、貴市の御要望を踏まえ、2か所増設してまいりたい。

2の(1)のケについて

米側においては、姫子島での弾薬処理については、原則として焼却処分によることとし、焼却し得ないものについては爆破処理している。処理に当たっては、実施期間を事前に通知するほ

か、一回の爆破処理量、気象条件等を十分考慮するなど、騒音等の軽減に配慮して実施しているものと承知している。

当省としては、姫子島での弾薬処理に伴う騒音等の軽減について、今後とも機会あるごとに米側に申し入れてまいりたい。

2の(2)のアからウまで並びにオ及びクについて

住宅防音事業については、航空機騒音に係る国の重点施策として、早期に実施されるよう努力しているところであり、現下の国の厳しい財政事情の下、更なる促進に努力してまいりたい。

また、住宅防音工事の対象区域及び防音工事の補助対象施設の拡大に係る御要望については、次に述べる理由により、将来の検討課題であると考えている。

- ① 75WECPNL（航空機騒音の評価単位。以下「W」という。）未満の区域における住宅防音工事等の取扱いについては、現実には、限られた予算を効果的に使用する観点から、現に高い騒音の影響を受けている75W以上の区域における住宅防音工事の促進を当面優先すべきと考えている。
- ② 外郭防音工事については、室内環境の保全をより一層確保するため、特に騒音の著しい85W以上の区域において、住宅全体を対象として実施しており、当面は、当該区域における同工事の進捗を図ることが肝要であると考えている。
- ③ 防衛施設周辺における防音工事については、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「環境整備法」という。）に基づき、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的に、特に静穏を要する学校などの教育施設、病院などの医療福祉施設及び日常生活の中心拠点である居住の用に供する住宅を対象としている。

他方、航空機騒音対策の一環として、2の(1)のクについて述べたとおり、中国四国防衛局では、岩国飛行場周辺の12か所（うち、岩国市内7か所）に自動騒音測定装置を設置し、常時騒音状況の監視に努め、測定結果については、同局のホームページにおいて公開しているところであるが、特に、測定点の増設が急務であるとの貴市の御要望を踏まえ、騒音測定装置を更に2か所増設し、同飛行場周辺の航空機騒音の実態をより詳細に把握してまいりたい。

実態に即した区域指定については、今後、空母艦載機等が移駐する時期等を勘案した上で騒音調査を実施し、その結果に基づき、適切に対処することとした。

2の(2)のエについて

住宅防音工事の助成については、環境整備法第4条の規定に基づき、第一種区域に当該指定の際現に所在する住宅を対象としており、当該指定後に新たに建設される住宅（新築住宅）については、その対象としていないところである。

また、第一種区域に当該指定の際現に所在する住宅が老朽化等の理由で建て替えられる場合であって、従前の住宅の解体時における所有者と防音工事の実施時における所有者とが同じ者であること等の一定の要件を満たすときは、住宅防音工事の助成の対象としているところである。

2の(2)のカについて

住宅防音工事により設置した空調機器が設置後10年以上経過し、老朽化等によりその機能の全部又は一部を保持していない機器については、その取替工事に要する経費について助成の措置を講じているところである。

当該経費については、生活保護世帯に対しては、その全額を国庫補助し、その他の世帯に対しては、その90パーセントを国庫補助しているところであるが、再補助であること等にかんがみれば、全額補助は困難であることを御理解願いたい。

2の(2)のキについて

太陽光発電装置の設置については、一部の住宅に太陽光発電システムを設置し、モニタリングにより得られたデータの整理・分析を行い、同システムの設置に伴う技術的問題点等を検討し、設置助成の可否について検討することとしており、今後、データの整理・分析を早期に行い、よい成果が得られるよう努力してまいりたい。

2の(2)のケについて

現下の国の厳しい財政事情の下、テレビ受信料の助成区域の拡大は困難であるが、将来の検討課題の一つと考えている。

2の(3)のアについて

恒常的な空母艦載機離発着訓練施設（以下「恒常的施設」という。）については、平成18年5月1日の日米安全保障協議委員会の際に発表された「再編実施のための日米のロードマップ」において、「2009（平成21）年7月又はその後のできるだけ早い時期に選定することを目標とする」とされたことを受け、現在、日米間で協議を行っているところである。

なお、日本政府としては、岩国飛行場を恒常的施設の整備場所とする考えはない。

2の(3)のイについて

空母艦載機の移駐後、岩国飛行場において通常の飛行訓練が実施されると考えるが、米側は、空母艦載機夜間着陸訓練（以下「NLP」という。）について、恒常的施設が提供されるまでの間、硫黄島を現実的に可能な限り使用することとしており、基本的に岩国飛行場でNLPを実施することはないとしている。

ただし、岩国飛行場は、現在でもNLPの予備飛行場に米側が指定していると承知しており、硫黄島において天候不良等により十分な訓練が実施できない場合には、岩国飛行場において、NLPが実施されることがあり得ることを御理解いただきたい。

また、空母艦載機のうち、いわゆる低騒音機（E-2C及びC-2）については、従来から厚木飛行場においてNLPを実施していると承知しており、空母艦載機が岩国飛行場に移駐した場合には、低騒音機のNLPが岩国飛行場において実施されることはあり得ることを御理解いただきたい。

3の(1)のアについて

米軍岩国基地においては、専門家の助言を得つつ、可能な限りの手段・方法により基地内のクロゴケグモの調査・駆除に努めており、本年10月末までに約5,200匹（成体）を発見・駆除している。また、その状況については、定期的に貴市及び山口県に対し情報提供されているものと承知しているが、御要望の趣旨については、改めて米側に申し入れてまいりたい。

3の(2)のアについて

排水処理施設については、引き続き提供施設整備により逐次整備を行うこととしている。また、今後、米軍再編に伴う施設整備及び人員増に対しても、その状況を踏まえ、所要の整備を行ってまいりたい。

3の(2)のイについて

当省としては、米軍岩国基地における消火訓練に当たって、周辺住民に及ぼす影響が最小限となるよう米側に申し入れてい

るところであり、今後とも、貴市の御要望も踏まえ、米側に申し入れてまいりたい。

また、現在の建物火災を想定した消防訓練施設は、重油により木材を燃焼させるため黒煙が発生するが、提供施設整備により煙の発生が軽減される方式のものを整備する計画であり、このため本年度に所要の調査を行うこととしている。

3の(3)のアについて

米軍及び自衛隊は、演習・訓練等の実施に当たって、周辺地域に及ぼす影響にできる限り配慮するよう努めているところであるが、今後とも、十分配慮するよう米側にも求めてまいりたい。

3の(3)のイについて

演習・訓練等の実施に際しては、これまでも、地元地方公共団体等関係機関に対し演習・訓練内容を事前に通報しているところであり、引き続き事前通報に努めてまいりたい。

また、中国四国防衛局では、当直体制をとっており、休日・深夜を問わず、住民からの問い合わせや苦情に対応しているところである。

4のアについて

当省としては、岩国飛行場の円滑な運用のためには、貴市や周辺住民の方々の御理解と御協力を頂くことが重要であると考慮しており、今後とも、貴市の御意見等を十分伺いつつ、米側との所要の調整を行ってまいりたい。

4のイについて

御要望を踏まえ、貴市と中国四国防衛局との間での定期的な協議の場の設置について、具体的な調整を行ってまいりたい。

5のアについて

岩国飛行場の運用の態様の変更等については、適時適切に貴市等に情報提供を行うとともに、御理解が得られるよう努力してまいりたい。

5のイ及びウについて

米軍岩国基地においては、航空機、艦船等の整備点検や隊員への教育を通じて、航空機の運用や同基地港湾施設への入港に際しての安全の確保に努めているものと承知している。当省としては、御要望も踏まえ、今後とも、安全の確保等について機会あるごとに米側に申し入れてまいりたい。

5のエについて

空母艦載機の岩国飛行場への移駐等に伴い必要となる米軍家族住宅については、現在、米側との間でその所要の確認等を行っているところであり、今後、当該計画が具体化した段階で貴市等に御説明の上、御理解が得られるよう努力してまいりたい。

5のオについて

米軍岩国基地においては、滑走路移設工事に伴う工事車両等による交通渋滞の緩和を図るため、滑走路移設工事期間中の暫定措置として平成15年度に仮設北門（業者門）を開設し、基地への入門は仮設北門から、基地からの出門は北門から、それぞれ一方通行を実施しているところである。

また、仮設北門については、米軍再編に伴う施設整備工事期間中も使用する計画であるが、当該工事完了後の使用を含め、今後の交通渋滞の緩和措置については、貴市の御意見を伺いつつ、米側と調整してまいりたい。

5のカについて

岩国飛行場の設置又は運用により生ずる障害の防止、軽減等のための各種事業については、貴市の具体的な御要望をよく伺った上で、誠意をもって対応してまいりたい。

(10) 在日米軍再編に係る地域振興策についての要望書

要望事項

岩国市は米軍基地が所在する自治体として、これまで国の安全保障政策を尊重し、基地の安定的な運用に協力してまいりましたが、その運用にあたっては、住民が安心して安全に暮らせる環境が確保されるよう、国及び米軍に対し、引き続き、細心かつ最大限の配慮を求めるものであります。

また、抑止力の維持と地元負担の軽減を柱とする在日米軍の再編に係る最終報告が日米両国政府間で合意され、再編の実施に向けた取り組みが進められているところですが、本市といたしましては、その円滑かつ着実な実施の必要性は理解し、基本的には協力すべきものと考えており、現在、再編の影響と負担に対する住民の不安を一つ一つ払拭するよう最大限の努力を行っているところです。

こうした中、平成20年10月に、安心・安全の確保を求めることを目的として、「米軍岩国基地に係る安心・安全対策について」の要望を行いました。あわせて、基地周辺地区を中心に、本市の住民が被っている米軍基地に係る過重な負担についても御理解をいただき、住民福祉の向上や地域の発展に資する施策の実施に関し、さらなる配慮がなされるよう求めるものであります。つきましては、本市の重要課題について、次のとおり検討していますので、国におかれましては、以上のような状況を理解され、諸課題の速やかなる実現に向け、必要な措置を講じられますよう強く要望いたします。

1 幹線道路網の整備

現在の岩国市においては、有事の際の防災避難道路・レスキュー道路、市内主要施設のネットワークが十分に確立していない状況にあり、これらを整備することで住民の安心・安全の確保と生活環境の向上を図る。

2 川下地区の都市基盤の整備

岩国基地に隣接している川下地区は、日常生活において、航空機騒音をはじめ基地に起因する影響を最も被っており、今後の基地の安定的な運用を確保するため、まず、この地区における安心・安全なまちづくりを進め、地区住民の理解と協力を得る。

3 中心市街地の活性化対策

JR岩国駅周辺地域は本市の中心市街地であるが、鉄道の線路で市街地や道路が東西に分断された状態となっている。現在、新しい中心市街地活性化基本計画を策定しており、計画認定後は、この計画に沿って岩国駅関連整備事業をはじめ、安心・安全なまちづくりに取り組み、地域の活性化を図る。

4 愛宕山地域開発に関連する公共施設の整備

愛宕山地域開発事業の中止に伴い、国立病院機構岩国医療センターの愛宕山地域への移転を核とした「周辺環境対策に配慮したまちづくり」を実施することとしており、当該区域におけるインフラ整備や隣接する岩国運動公園の整備、医療センター跡地における公共施設整備等、愛宕山地域開発に関連する公共施設整備を円滑に進め、住民の理解を深めるとともに地域振興を図る。

5 産業振興等に関する施策の実施

基地との円滑な交流を図ることにより市民の基地に対する理解を深めるとともに、観光や地場産業の育成・振興に資する施策を実施する。

平成21年3月27日

岩国市長 福田 良彦

(11) 岩国飛行場及びその近郊を恒常的なFCLP施設の整備場所にしないことについて

岩国市は、岩国飛行場及びその近郊を恒常的なFCLP施設の整備場所とすることは、激しい騒音をもたらし、住民の生活への影響が極めて多大であることから、絶対に受け入れられないものであります。

政府においては、これまで、岩国飛行場及びその近郊には整備しないと明言されておりますが、他方、先日の政府決定で普天間基地の移設問題の結論を先送りされ、米軍再編全体についての見直しの方向性が明らかにされていないことから、住民の間に不安が広がっております。

こうしたことから、恒常的なFCLP施設を岩国飛行場及びその近郊に整備しないとこのままの政府の方針に関しても、これを見直されるのではないかと危惧するものです。

つきましては、改めて、政府として、岩国飛行場及びその近郊を恒常的なFCLP施設の整備場所とする考えはないとするこれまでの方針に変更がない旨を文書により明確にされるよう要望いたします。

平成22年2月10日

防衛大臣 北澤 俊美 様

岩国市長 福田 良彦

(12) 岩国飛行場及びその近郊を恒常的なFCLP施設の整備場所にしないことについて (回答)

防地地第1879号

22.2.23

岩国市長 殿

防衛大臣

日頃から、岩国飛行場の安定的使用に対する御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、平成22年2月10日に御要望のありました標記について、下記のとおり回答します。

記

恒常的な空母艦載機着陸訓練施設（以下「恒常的施設」という。）については、現在、日米間で協議を行っているところですが、政府としては、岩国飛行場及びその近郊を恒常的施設の整備場所とする考えはありません。

4 その他

(1) 平成 29 年 5 月 空母艦載機移駐に係る住民説明会資料

空母艦載機の岩国飛行場への移駐について（概要）

- E-2Dは、2017年2月に第5空母航空団の一員として加わり、E-2CからE-2Dに部隊更新する。
- E-2Dは、2、3ヶ月程度、岩国飛行場で配備前訓練を実施した後、一旦、空母ロナルド・レーガンに搭載されることになる。※5月17日、国より「配備前訓練を終え、岩国飛行場を離れた」旨の説明があった。
- 第5空母航空団の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐は、2017年後半に開始される予定であるが、早ければ2017年7月以降、空母ロナルド・レーガンが横須賀に寄港する時期になる。
- 移駐計画は、今後の米側の運用により変更があり得る可能性があるが、現時点における具体的な移駐計画は、次のとおり。
 - 2017年11月頃、FA-18(スーパーホーネット)の2部隊が岩国へ移駐
 - 2018年1月頃、EA-18Gの部隊及びC-2の部隊が岩国へ移駐
 - 2018年5月頃、FA-18(スーパーホーネット)の2部隊が岩国へ移駐
- 空母艦載機の移駐に伴い、軍人約1,700人、軍属約600人、家族約1,500人が岩国飛行場へ移動する予定。(合計約3,800人)



市の基本スタンスについて

基地対策の基本方針

- 騒音や安全性等、基地周辺住民の生活環境が現状より、悪化することは容認できない(基地機能の強化は認められない)

- FCLPの実施は容認できない

米軍再編に対する基本姿勢

- 普天間基地移設の見通しが立たないうちに、空母艦載機の移駐のみを切り離して進めることは認められない

- これ以上の負担増は認められない

現状

- 航空機騒音、安全性、大気・水質への影響、事件・事故の4つの観点から、平成18年当時の現況(沖合移設前)と比べて、基地周辺住民の生活環境が悪化する状態が生じてどうかについて分析・検証を行った結果、「騒音が拡大する地域はあるものの、国や米側の対応も確認できたことから、全体として悪化する状態は生じない」と整理した。

- 平成22年2月の文書回答により、「岩国基地及びその周辺で恒常的な訓練施設を整備する考えはない」旨、国から回答を得ている。
- 平成29年2月の文書回答及びこれまでの国の説明により「恒常的なFCLP訓練施設の設定がされるまでの間、米国は引き続き硫黄島で実施する旨確認され、今後とも米側に対し、できる限り多く、硫黄島で実施するよう求めていく」旨、確認されている。

- 辺野古訴訟の最高裁判決(平成28年12月20日判決)において、国が勝訴し、国の法的地位が確定した。
- 普天間飛行場の代替施設建設事業(辺野古移設工事)について、昨年12月27日、護岸工事が再開し、また本年4月25日、護岸工事が開始され、工事が進んでいる状況である。
- 国から、「最高裁判決及び昨年3月の和解の趣旨に従い、関係法令に基づき、住民生活や自然環境にも最大限配慮して工事を進めていく」、「空母艦載機の移駐のみを進めるといった考えはなく、普天間飛行場の移設・返還に全力で取り組む」旨、説明を受けている。

- 現時点において、米軍再編の日米ロードマップに示されている以外の新たな部隊や航空機の岩国基地への配備計画はない。
- 国から、「岩国市の考えを重く受け止めており、現時点において、これ以上の負担増をお願いすることはない」旨、説明を受けている。

安心・安全対策(43項目)の達成状況(※別表3)

(平成29年5月21日、23日住民説明会時資料)

重要事項	対応状況
(1) 治安対策の強化	
1 ア警察及び憲兵隊による警らの強化を図ること。	○ 安心安全パトロール等を実施中
2 イ街路灯、防犯カメラ、街頭緊急通報システムを設置すること。	○ 川下地区にスーパー防犯灯・防犯灯・街路灯を設置済
3 ウ基地周辺地区の各戸にソーラー型の玄関灯を設置すること。	×
4 エ脱走兵の通報体制を強化すること。	○ H20年5月日米合同委員会合意済
(2) 米軍構成員等の規律の保持	
5 ア米軍構成員等に対して、規律の保持のための教育・訓練を行うこと。また、交通安全に関する教育、日本の生活、文化、道徳などを理解するための教を行うこと。	○ セーフティフリーフィング等を実施中
6 イ基地外居住者の届出制度を創設し、居所の明確化を行うこと。	×
7 ウ犯罪防止のため、必要に応じて、米軍構成員等の外出や飲酒の制限など適切な措置を講ずること。	○ 米側が外出規制等の措置を実施中
(3) 事件・事故の被害者への適切な対応	
8 ア公務外の米軍構成員等が起した事件・事故により被害を受けた場合においても、日米両国政府の責任において補償が受けられるよう措置を講ずること。	○ 日米地位協定に基づき対応
9 イ損害賠償の手続きについて、迅速かつ誠意をもって対応すること。	△ 事務手続きの更なる迅速化を要望
(4) 被疑者の起訴前の拘禁移転に係る日米地位協定の見直し	
10 ア被疑者の起訴前の拘禁移転に係る日米地位協定の見直しを行うこと。	×
2 騒音対策の強化	
(1) 航空機等の騒音軽減対策の推進	
11 ア航空機等の騒音の軽減対策を推進すること。このため、消音施設、防音林、緩衝緑地帯を増設・整備するなど必要な措置を講ずること。	△ H27年度に消音施設が整備されたが、防音林、緩衝緑地帯の整備が未実施のため
12 イ エンジンテストは必ず消音施設を使用して行うこと	○ H27年度に消音施設が整備され、騒音が軽減されていることを確認済
13 ウ 早朝・夜間、土曜日、日曜日、祝日、盆及び年末・年始における飛行とエンジンテストを全面的に禁止すること。	△ 全面的な禁止を希望するため
14 エ 学校及び地域の諸行事に十分配慮した飛行とエンジンテストを行うこと。	○ 防衛省から米軍に対し、地元への配慮について要請を実施中
15 オ 市街地や産業振興に影響を与える地域の上空の飛行を行わないこと。	△ 市街地上空飛行項目の遵守を要望
16 カ 訓練移転について、実質的な効果が現れるよう機数や期間の増加など規模の拡大を図ること。また、KC-130の鹿屋基地やグラムへの展開について、具体的な機数、期間等を示すこと。	△ 鹿屋基地へのローテーション展開の開始時期が未確定であるため
17 キ 航空機騒音をはじめ、基地に関する住民からの苦情や問い合わせは、国において対応すること。	○ 防衛省が問合せ等について対応中
18 ク 基地周辺の騒音測定を行うとともに、測定データをリアルタイムで情報公開すること。このため、自動騒音測定装置の増設やホームページの開設など必要な措置を講ずること。	△ リアルタイムでの測定結果の情報公開がなされていないため
19 ケ 姫子島で実施される弾薬処理時の騒音等の軽減について、必要な措置を講ずること。	○ 米側が適切に対応中
(2) 住宅防音工事に関する制度の拡充	
20 ア 住宅防音工事の事業に関する予算額を増額するとともに、早期交付を行うこと。また、対象となる全家庭について、速やかに防音工事を実施すること。	○ 防衛省が住宅防音事業の促進について対応中
21 イ 住宅防音工事について、対象区域の指定値を70WECPNLとすること。また、実際に即した区域指定を行うこと	×
22 ウ 外郭防音工事の対象区域を75WECPNL区域に拡大すること。	△ 外郭防音工事の対象区域の拡大措置(85W→80W)について説明を受けたため
23 エ 住宅防音工事について、区域指定後の新	△ H23年9月に80W以上の

	築・改築住宅も対象とすること。	告示後住宅の措置が実施されているため
24	オ防音工事の補助対象施設を事務所、店舗等に拡大すること。	×
25	カ住宅防音工事により設置した空調機器の機能復旧に要する経費を全額補助すること。	×
26	キ住宅防音工事により設置した空調機器に係る電気料金等について、太陽光発電装置を全対象家屋に設置するなど助成措置を講ずること。	×
27	ク70WECPNL区域の住宅への冷暖房機設置の助成措置を講ずること。	×
28	ケテレビ受信料の助成区域を拡大すること	×
	(3) 空母艦載機離発着訓練 (FCLP) の禁止	
29	ア恒常的な空母艦載機離発着訓練施設の建設場所を早期に決定し、同施設を岩国基地に建設しないこと。	○ 岩国基地及びその周辺にFCLP施設を整備されることない旨、防衛省から回答を得ていること、また、FCLP施設の建設場所について、馬毛島を候補地として検討を進めており、当該整備の調査費等を防衛省が計上し対応中であるため
30	イ岩国基地において、空母艦載機等によるFCLP及び事前集中訓練を実施しないこと。	○ 恒常的なFCLP施設が特定されるまでの間、米国は引き続き硫黄島で空母艦載機離着陸を実施する旨確認されているため
	3 環境対策の徹底 (1) クロコケグモ対策の徹底	
31	ア基地内で完全駆除、撲滅するよう対策を講ずること。	△ 完全駆除・撲滅に至っていないため
	(2) 環境に配慮した施策の実施	
32	ア基地に起因する排水の処理について、万全の措置を講ずること。	○ 岩国飛行場からの排水は、水質の汚染や漁業への影響がないよう環境法令に基づき、適切に処理された上で対応中であるため
33	イ消火訓練に当たっては、基地周辺住民に影響を与えないよう実施すること。	○ H28年度に消火訓練施設を整備し、対応済
	(3) 演習・訓練等の実施における基地周辺地域への配慮	
34	ア合同軍事演習、合同訓練等の実施の際にはその影響を基地の外に及ぼさないこと。	△ 夜間及び早朝訓練の自粛を希望するため
35	イ演習・訓練内容等については、地元自治体等の関係機関に速やかに事前通報するとともに、住民からの苦情や問い合わせは、国において対応すること。	○ 防衛省が適切に対応中
	4 地元の意向を尊重する制度の構築	
36	ア基地の管理・運用等については、岩国市の意向を踏まえた上で日米両国政府間において協議・交渉されること。	△ 滑走路運用時間の見直しを求める決議 (H28年6月議会) を踏まえ調整中
37	イ国と岩国市との定期的な協議の場を設けること。	○ 岩国基地に関する協議会において実施中
	5 その他	
38	ア岩国基地の機能変更等が生じる可能性がある事案については、早期の情報提供を行うとともに、岩国市の理解を得ること	○ 防衛省が適切に対応中
39	イ航空機の運用については、安全の確保に万全の措置を講ずること。	○ 米側が適切に対応中
40	ウ岩国基地港湾施設への船舶の入港の際には、安全の確保について万全の措置を講ずるとともに、一般の船舶の航行等に影響を与える可能性がある場合には、岩国市に事前に通知すること。	△ 漁船への配慮を希望するため
41	エ空母艦載機部隊の移駐に伴う米軍家族住宅の場所決定に当たっては、岩国市に事前に説明し、理解を得ること。	○ 米軍家族住宅は基地内及び愛宕山地区に整備
42	オ基地周辺の交通渋滞の緩和について、必要な措置を講ずること。	○ 防衛省が各種渋滞対策を実施中
43	カ障害防止工事、民生安定事業等に関する補助対象範囲の拡大と予算の増額を行うこと。	△ 防衛省が地域振興策について実施中であるため
	評価総括	
	評価 (○) 21件	(79%)
	一定の評価 (△) 13件	
	引き続き努力 (×) 9件	(21%)

国への要望事項の対応状況

要望事項	対応状況
市内小中学校の	・防衛補助 (特定防衛施設周辺整備調整交付金) を財源として、

給食費の無償化	平成30年度から市内全小中学校において実施予定
防犯灯対策及び防犯カメラの設置	・防犯灯について、防衛補助 (特定防衛施設周辺整備調整交付金) を財源として、平成29年度中に、市内全域において電気代補助金の交付を実施予定 ・防犯カメラについて、防衛補助 (同交付金) を財源として、設置計画を策定の上、平成29年度から設置を開始予定
岩国南バイパスの南伸	・国土交通省において、平成29年5月22日に有識者からなる会議を開催し、藤生町から長野付近まで約7kmの概略ルート・構造の検討に着手する
再編交付金の増額・延長	・現行では、岩国市への交付は平成34年度までとなっている (交付総額: 約201億5千万円) ・平成29年5月17日、防衛大臣政務官から「具体的な要望を伺いながら、前向きに検討することを確約する」旨、説明があった
岩国医療センター跡地の活用支援	・跡地活用のため、まちづくり構想策定支援事業を実施中 (H28年度～)

地域振興策の進捗状況

要望事項	対応状況
1 幹線道路網の整備	
(1) 岩国・柳井間地域高規格道路の整備	・平成29年5月22日に有識者からなる会議を開催し、藤生町から長野付近までの約7kmの概略ルート・構造の検討に着手
(2) 国道2号線バイパス (玖西地域から岩国市中心部への連絡幹線道路) の整備	要望を継続
(3) 外郭環状道路未整備区間の整備 (昭和町藤生線～平田バイパス～海土路御庄線等) の整備	実施中 (H23年度～)
2 川下地区の都市基盤の整備	
(1) 基地連絡道路 (橋中津線) の整備	実施中 (H23年度～)
(2) 門前川及び今津川の護岸の整備	実施中 (H24年度～)
(3) 防災機能を備えた公園の整備 (橋中央公園及び (仮) 国際交流公園)	橋中央公園: 実施中 (H23年度～) 国際交流公園: 要望を継続
3 中心市街地の活性化対策	
(1) 岩国駅舎改築 (橋上駅舎・バリアフリー化) 事業	実施中 (H26～H29年度)
(2) 東西自由通路設置 (バリアフリー化) 事業	実施中 (H26～H29年度)
(3) 岩国駅前広場整備事業	実施中 (H28～H31年度)
(4) 岩国駅東口整備事業	実施中 (H28～H31年度)
(5) あんしん歩行エリア整備事業	実施中 (H23年度～)
4 愛宕山地域開発に関連する公共施設の整備	
(1) 愛宕山地域開発事業の転用策 (1/4区域における公共施設の整備) への支援	実施中 (H23～H32年度)
(2) 岩国運動公園 (B地区) の整備	市において整備計画を検討中
(3) 岩国医療センター現病院用地における公共施設整備	まちづくり構想策定支援事業実施中 (H28年度～)
5 産業振興等に関する施策の実施	
(1) 基地を活用した航空博物館の建設	整備について要望を継続。岩国商工会議所が設置した特別委員会にて調査・研究中
(2) 岩国市周東食肉センターの改築	市において実施済 (H24～H25年度)
(3) 地場産業の育成・振興	魚礁整備実施中 (H24年度～) 基地関連諸工事における地元企業利用の促進及び、水産振興に係る要望を継続
6 その他	
(1) ゴミ処理施設の改築	実施中 (H23～H31年度) 温浴施設を併設

これまでの成果等

○海上自衛隊の岩国残留

- ・平成25年10月の日米「2プラス2」協議において、米軍再編の日米ロードマップで示された海上自衛隊の厚木基地への移駐は行われず、岩国基地の残留が確認された。

○民間空港の再開

- ・平成24年12月、岩国錦帯橋空港が開港、岩国～羽田便が1日4往復、運航される。
- ・開港以降、堅調な搭乗率を維持。
- ・現在、岩国～羽田便が1日5往復、岩国～那覇便1往復が運航している。

○医療・防災交流拠点の整備

- ・いわくに消防防災センターの供用
- ・岩国医療センターの開院
- ・多目的広場整備 (平成29年度～)
- ・特別養護老人ホーム「灘海園」の開園 など

- 愛宕山運動施設等の整備及び共同使用
 - ・国による野球場、陸上競技場、ソフトボール場及びコミュニティセンター等の整備
 - ・野球場は平成29年7月に竣工予定
 - ・各施設は日米が共同で使用
- 防衛施設関係の交付金・補助金を活用して実施した主な事業

岩国市は岩国基地が存在する自治体として、国から防衛施設関係の交付金などが交付されており、これを活用してさまざまな事業を実施しています。

 - ◆再編交付金（H20～H34年度、総額201億5千万円交付予定）※H28年度までの交付済額の合計は約124億円
 - 主な事業及び交付額
 - ・中学校給食センター（H21～）・・・・・・・・21億5378万円
 - ・学校施設等の耐震化（H20～）・・・・・・・・5億1840万円
 - ・小中学校プールの改修（H25～）・・・・・・・・5億596万円
 - ・小中学校タブレット整備（H28）・・・・・・・・2億2193万円
 - ・放課後児童教室（H20～）・・・・・・・・1億8239万円
 - ・子育て支援（H20～）・・・・・・・・20億6452万円
（子ども医療費助成、妊婦乳児健康診査、子どもを守る予防接種）
 - ・障害児等総合療育センター（H22～24）・・2億719万円
 - ・シロヘビの館（H26～27）・・・・・・・・2億1245万円
 - ・鶯舎の整備（H27～28）・・・・・・・・1億2445万円
 - ・まちなか商店リニューアル（H27～）・・・・3700万円
 - ・由宇文化会館改修（H25～）・・・・・・・・2630万円
 ※このほか、市道改良や河川改修・浸水対策、公園整備や住民ホール・集会所の改修など、数多くの幅広い事業に活用しています。
 - ◆「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づく補助金等（障害防止工事の助成、民生安定施設の助成、特定防衛施設周辺整備調整交付金）
 - 主な事業及び交付額
 - ・子どもインフルエンザ予防接種助成（H28～）・・・・・・・・2億400万円
 - ・学校空調設備整備（H23～）・・・・・・・・11億639万円
 - ・畜場大規模改修（H23～25）・・・・・・・・1億2126万円
 - ・愛宕地区多目的広場・防災センター（H23～）・・・・・・・・56億8965万円
 - ・防災行政無線（H20～）・・・・・・・・8億3212万円
（再編交付金も含む）
 - ・由宇地区給水（H18～）・・・・・・・・6億2096万円
 - ・ごみ焼却場整備（H23～）・・・・・・・・22億4488万円
 ※このほか、消防車両や清掃車両の整備、ポンプ場等の整備、公園、農道、市道の改良整備等に幅広く活用しています。

基地と岩国

令和元年版

発行者 岩国市
〒740-8585
山口県岩国市今津町一丁目 14 番 51 号

編集 総合政策部基地政策課
電話 (0827) 29-5024
F A X (0827) 21-3572
E メール kichi@city.iwakuni.lg.jp

発行部数 1,000 冊

印刷 松井印刷株式会社

(表紙写真：海上自衛隊第 31 航空群、米海兵隊岩国航空基地)